

平成22年度特別会計予算

県が特定の事業を行うために、地方自治法第209条第2項に基づき設置している特別会計は、次の11会計です。特別会計の予算額（6月補正後）は、次表のとおり総額83億5,632万円で、前年度当初予算と比較すると16億2,665万円、16.3%の減となっています。各特別会計では、次のような事業を行っています。

特 別 会 計 の 名 称	事 業 内 容
1 母子寡婦福祉資金特別会計	「母子及び寡婦福祉法」に基づく母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付事業
2 農業改良資金特別会計	「農業改良資金助成法」等に基づく生産方式改善資金、経営規模拡大資金、農業生活改善資金、青年農業者等育成確保資金の貸付事業
3 林業改善資金特別会計	「林業改善資金助成法」に基づく林業生産高度化資金、林業労働福祉施設資金、青年林業者等育成確保資金の貸付事業
4 県営林特別会計	県営林の管理及び処分
5 沿岸漁業改善資金特別会計	「沿岸漁業改善資金助成法」に基づく経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等育成確保資金の貸付事業
6 小規模企業者等設備導入資金特別会計	「小規模企業者等設備導入資金助成法」等に基づく設備資金、設備貸与資金、高度化資金の貸付事業
7 用地特別会計	土木事業に係る用地の先行取得事業
8 庁用管理特別会計	物品調達、庁舎管理、庁用自動車管理、文書集中管理及び営繕事業、防災行政無線等管理
9 長崎魚市場特別会計	長崎魚市場の管理事業
10 港湾施設整備特別会計	港湾施設（ターミナル等）の整備及び管理、埠頭用地の造成管理及び都市再開発用地事業
11 流域下水道特別会計	大村湾南部流域の下水道事業

平成22年度特別会計予算

(単位：千円、%)

年度 会 計	平成22年度			平成21年度 当初予算(B)	増 減 (C) (A) - (B)	伸 率 (C)/(B)
	当初予算	6月補正	計(A)			
母子寡婦福祉資金	220,137	0	220,137	213,328	6,809	3.2
農業改良資金	283,453	0	283,453	282,812	641	0.2
林業改善資金	20,839	0	20,839	20,702	137	0.7
県 営 林	254,574	0	254,574	274,490	19,916	7.3
沿岸漁業改善資金	356,979	0	356,979	357,084	105	0.0
小規模企業者等 設備導入資金	799,561	160,000	959,561	1,476,021	516,460	35.0
用 地	616,000	0	616,000	629,000	13,000	2.1
庁 用 管 理	1,872,646	0	1,872,646	2,383,691	511,045	21.4
長崎魚市場	439,553	0	439,553	467,681	28,128	6.0
港湾施設整備	2,618,690	257,000	2,875,690	2,831,210	44,480	1.6
流域下水道	456,886	0	456,886	1,046,952	590,066	56.4
合 計	7,939,318	417,000	8,356,318	9,982,971	1,626,653	16.3

ポイント! 行財政改革に積極的に取り組んでいます!

本県においては、「収支改善対策」や「行財政改革プラン」に基づき、様々な行財政改革に取り組んできましたが、三位一体の改革による地方交付税等の大幅な削減や社会保障関係費等の増加により、財政状況はさらに厳しさを増しました。このため、将来にわたり、持続可能な財政の健全性を維持するため、平成20年2月からは、これまでの行財政改革に加え、「収支構造改革」に取り組むなど徹底した行財政改革を進めています。

策定年月	名 称	取組期間
平成16年12月	収支改善対策	平成17～21年度（5年間）
平成18年 2月	長崎県行財政改革プラン	平成18～22年度（5年間）
平成20年 2月	収支構造改革	平成20～22年度（3年間）

(1) 現在の取り組み

収支改善対策（H17～21）・・・約469億円の収支改善（実績：501億円）

歳入の確保（247億円）

- ・ 県税収入の確保（徴収率の向上等）
- ・ 財産貸付料・使用料等の見直し
- ・ 行革推進債等の活用

歳出の削減（222億円）

- ・ 総務事務や組織体制の見直しによる職員数（300人程度）の削減、管理職手当の10%削減
- ・ 内部管理経費の見直し（旅費制度・電話設備・公用車等）・公債費の平準化

行財政改革プラン（H18～22）・・・約155億円の歳出削減

歳出の削減

- ・ 給与構造の改革等による人件費の見直し（給料表水準の平均4.8%引き下げ等）
- ・ 県立施設への指定管理者制度の導入（民間との協働）
- ・ 県出資団体のさらなる見直し
- ・ 資本費平準化債の導入
他に歳入確保対策として、広告料収入（県ホームページ・全世帯広報誌等）の確保など実施

収支構造改革（H20～22）・・・約165億円の収支改善

歳入の確保（30億円）

- ・ 県有財産の売却促進・有効活用（職員公舎にかかる駐車場の有料化等）
- ・ 基金の債券運用の拡大による運用収入の増加等

歳出の削減（135億円）

- ・ 人件費等の抑制（行財政改革プランに掲げた職員削減数に加え、さらに100人程度を目標に削減、特殊勤務手当等の見直し）
- ・ 内部管理経費の削減（職員互助会補助金等の見直し、コンピュータ使用料等の削減等）
- ・ 県単独補助金等の見直し

平成17年度～22年度までに合計約789億円の収支改善に取り組み、持続可能な財政の健全性を維持することとしています。

平成20年度 健全化判断比率等に関する状況

実質赤字比率 (一般会計等)	赤字なし
連結実質赤字比率 (一般会計等+企業会計)	赤字なし
実質公債費比率 (公債費の比重を示す比率)	10.1% 早期健全化基準：25%以上
将来負担比率 (将来負担すべき負債の財政規模に対する比率)	201.2% 早期健全化基準：400%以上

(2) 中期財政見通し

本県では、平成22年度から平成26年度までの5箇年間の財政運営の見通しを「中期財政見通し」として試算しております。試算においては、財源調整のための基金残高が枯渇するという危機は昨年に引き続き回避できる見通しとなっています。(昨年度見通しと比較して、H25:87 +134億円へ改善)また、県債残高についても、地方交付税の振替である臨時財政対策債(後年度100%交付税措置)を除いて減少傾向にあります。

(単位：億円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
財源調整3基金の年度末残高	418	321	236	182	134	86

(単位：億円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
県債残高の推計	11,496	11,810	12,090	12,332	12,550	12,741
臨時対策債除く	9,232	9,192	9,162	9,116	9,073	9,044

(3) 今後の財政運営

年間の収支不足をさらに圧縮するためにも収支構造改革等の前倒しなどを積極的に推進するなど、行財政改革を着実に実施していくとともに、行財政改革プラン期間(H18～H22)以降においてもさらなる収支改善に取り組んでいくことが必要です。

また、今後増加が見込まれる社会保障関係費等に適切に対応するため、財政需要額の地方交付税への着実な反映及び総額確保、並びに、地方消費税など偏在性が少なく安定的な基幹税の充実を図り、真の地方分権に向けた地方税体系を構築するなどの本県のみでは対応できない部分については、国に対し要望していくことが必要になっています。